

公印省略

3 介 第 3 9 8 0 号
令和 4 年 3 月 4 日

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿
各 介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

1月24日から実施してきた県単独措置に続き、1月27日から約1か月半にわたって、まん延防止等重点措置を続け、その結果、感染状況や医療提供体制の状況については、ピーク時から大きく改善しました。

飲食店における営業時間短縮など厳しい要請に、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

これらの改善傾向をふまえ、国は、3月6日をもってまん延防止等重点措置の対象区域から本県を解除することを決定しました。

しかしながら、まん延防止等重点措置が解除されても、感染が収束したわけではなく、感染の再拡大を招くことがないように、引き続き警戒心をもって慎重に行動することが重要となります。

このため、3月7日から4月7日までの1か月間を「感染再拡大防止対策期間」（別紙参照）とし、社会経済活動と感染再拡大防止の両立に向け、県民及び事業者の皆様にご理解とご協力ををお願いしているところであり、皆様にも引き続きご負担をかけることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、今回新たに「高齢者を守るための取組」（別紙参照）として、感染再拡大防止対策期間中における週1回のPCR検査事業の実施などが記載されています。こうした取組を積極的に活用して感染対策に努めていただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」

アドレス：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/site/chiji-top/coronakaigi57.html>

福岡県保健医療介護部介護保険課

監査指導第一係 TEL：092-643-3251

監査指導第二係 TEL：092-643-3319

「感染再拡大防止対策期間」の概要

- 期 間 3月7日（月）から4月7日（木）まで
- 区 域 県内全域
- 主な要請内容
 - ・ ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、三つの密の回避、換気等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
 - ・ 飲食店等の利用にあたり、同一グループの同一テーブルの利用は4人以内とすること。
 - ・ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、2時間以内とすること。（個人宅等での会食を伴う集まりも含む）
 - ・ 花見に伴う宴会など、感染防止対策が徹底されていない路上・公園等における集団での飲食は、感染リスクが高くなるため、自粛すること。 等

なお、詳細は、別添資料「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」をご参照ください。

また、同日開催されました福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料は、以下の URL より取得できます。

《新型コロナウイルス感染症ポータルページ》

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

「高齢者を守るための取組」

- 高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業について、対策期間中は週1回の頻回実施を継続する。
- 陽性者が発生した施設に対し、感染症専門医や感染管理認定看護師を派遣し、指導・助言を行う。
- 施設内療養を行う施設に対し、療養体制確保等に要する経費として、療養者1名につき最大15万円を助成しているが、対策期間中は県独自に最大15万円を追加し、最大30万円の助成を行う。
- また、新たな取組として、陽性者が発生した施設からの要請に応じ、医師・看護師を派遣し、往診する体制の整備を図る。

「高齢者施設等に対する要請」

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を「介護現場における感染対策の手引き」をもとに再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。（特措法第24条第9項）
- ② 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。特に、入所施設と併設する通所介護事業所

については、職員や動線の分離の徹底など入所施設への感染拡大を防止するための対策に取り組むこと。

- ③ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有、連携方法などを再確認すること。また、感染した入所者が退院基準を満たした場合は、元の高齢者施設等が迅速かつ適切に受け入れること。
- ④ 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会実施を推進すること。
- ⑤ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ⑦ 市町村と連携し、入所者等及び職員のワクチンの追加接種を速やかに実施する。
- ⑧ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑨ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。